

まんのう町高齢者等徘徊SOSネットワーク

高齢や認知症等になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを目指します。認知症等により徘徊、行方不明になった場合に、協力員へのメール配信等を通じて、早期発見、早期保護と高齢者等の安全と家族への支援を図ります。できるだけ早く発見し保護できるよう、**事前登録**をご利用ください。

◇事前登録について◇

まんのう町に住所を有する概ね65歳以上の行方不明になる可能性のある高齢者等【登録できる方】

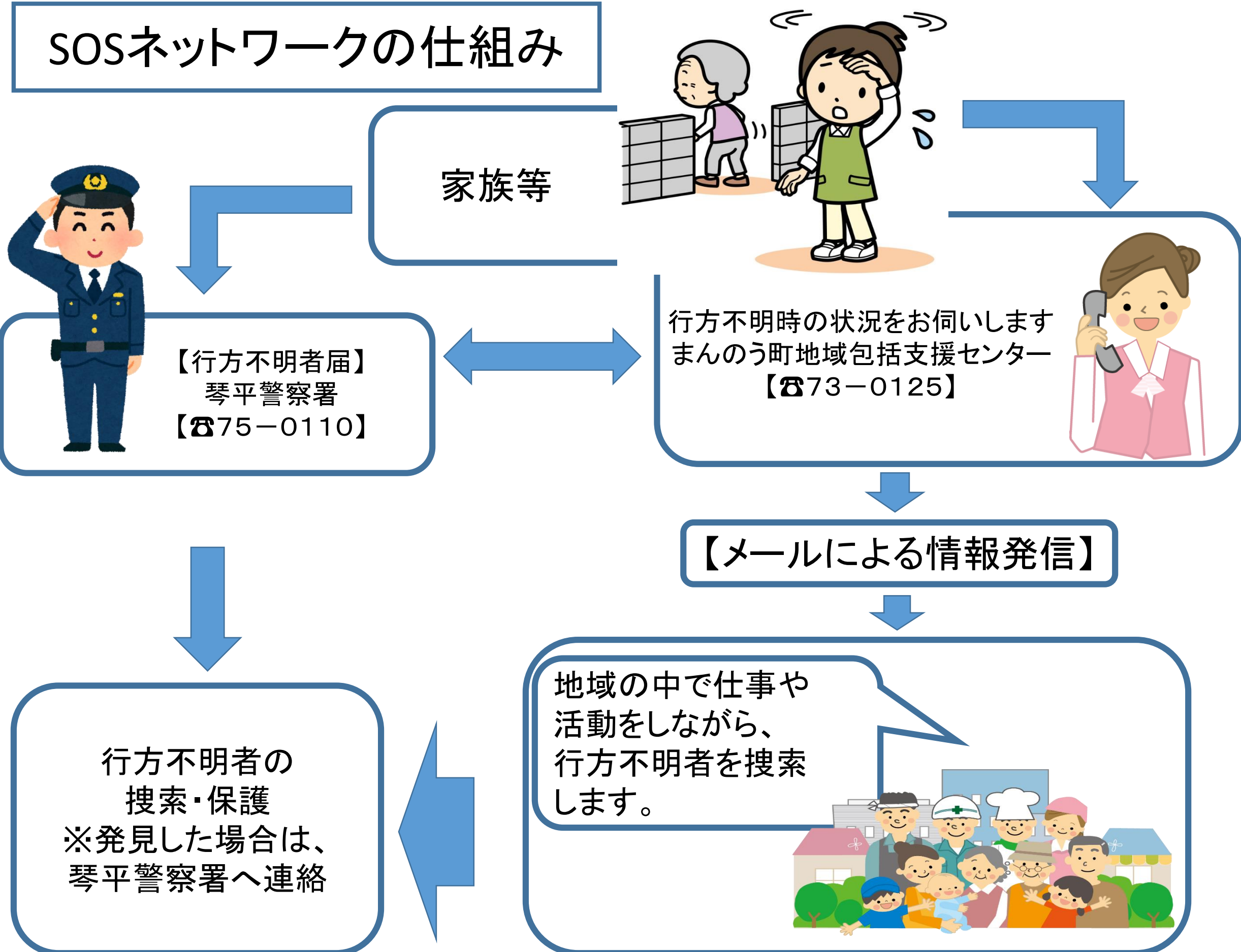
対象者本人又は家族

【事前登録の方法】

＜事前登録票※＞及び＜同意書※＞＜写真（ご本人の顔がよくわかる最近のもの）＞をまんのう町包括支援センターまで提出してください

※の用紙は地域包括支援センターにあります。

SOSネットワークの仕組み



◇ネットワークを利用するには◇



【行方不明が発生したら】

①ご家族は琴平警察署に連絡し、＜行方不明者届＞を提出してください。

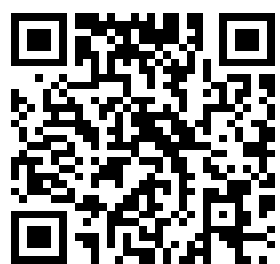
②地域包括支援センター(☎73-0125)に連絡してください。

行方不明者の情報を協力員にメールを配信し、行方不明者の早期発見・保護の協力を求めます。

＜協力員の募集＞

徘徊は、時間の経過と共に本人の搜索範囲は広がり、家族や知人だけでの搜索は困難となります。また、事故やけが、脱水や空腹による衰弱等、生命に危険が及ぶこともあります。高齢者等が【徘徊・行方不明】になった時、メールによる情報発信をさせていただきます。日常生活、職務等に支障のない範囲で搜索活動にご協力いただける方や協力員を募集しています。※悪天候や早朝深夜などにおける無理な搜索を依頼するものではありません。

＜協力員の登録方法＞



mannotouroku@fcejw36.asp.cuenote.jp
こちらのアドレスに空メールをお送りしていただいても登録できます。

登録時、空メールを送ったあとに
手続き用メールが受信されます。
メール内のURLを開き、必要事項
を入力して完了となります。

※ドメイン指定受信を設定されている場合

【mannotouroku@fcejw36.asp.cuenote.jp】【@town.manno.lg.jp】からのメールを受信できるように設定してください。

まんのう町徘徊高齢者等メール配信システム利用規約

【事前登録】【協力員の登録】いずれの登録につきましても、まんのう町高齢者等徘徊SOSネットワーク事業【メール配信システム利用規約】に同意していただく必要があります。規約は登録中もしくはホームページにてご確認ください。登録が完了した時点で利用規約に同意したものとします。



◇まんのう町地域包括支援センター◇

電話 0877-73-0125

FAX 0877-73-0111